

入札説明書【電子入札対象案件】

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の「千葉市総合スポーツ公園第4工区整備工事その4」に係る入札公告(建設工事)に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

1 掲示日 平成29年8月18日(金)

2 発注者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 田中 伸和
〒163-1313 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号(新宿アイランドタワー13階)

3 工事概要

- (1) 工事名 千葉市総合スポーツ公園第4工区整備工事その4
- (2) 工事場所 千葉県千葉市中央区川崎町地内
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成30年3月15日まで
- (5) 工事実施形態

① 本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の受付の際に、「施工実績」及び「施工計画」に関する資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する、総合評価方式(タイプB)の工事である。

② 本工事は、品質確保等の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

③ 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する試行工事である。

④ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後VE方式の試行工事である。

⑤ 本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

⑥ 本工事においては、資料の提出及び入札等は電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難しいものは、当機構東日本都市再生本部長(以下「本部長」という。)の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札の承諾申請に関しては、東日本賃貸住宅本部総務部首都圏入札課に承諾願を提出して行うものとする。この場合において、承諾願の様式及び添付書類並びに紙入札承諾の基準については、電子入札運用基準(電子入札ホームページ<http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/>にて公開)による。

4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構東日本地区における平成29・30年度の競争参加資格について、造園工事A等級の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別途再審査により造園工事A等級の再認定を受けていること)。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）
- (5) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (6) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 当機構東日本都市再生本部（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前1年以内の期間において60点未満のものがないこと。
- (9) 平成19年4月1日から本工事公告日までの期間に、元請として施工を完了したもののうち、次の条件を満足する工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。
- ・公園緑地等整備工事における基盤整備（盛土工）、植栽、施設整備の3工事区分を総合的に施工し、かつ施工面積が1.5ha以上の元請としての造園工事
- ※同一施工場所での追加工事とあわせて総合的な工事となる場合は、1件の工事として認めるが、それ以外の場合は認めない。
- ※工事工種体系ツリーへのリンク<http://www.ur-net.go.jp/architec/information/tree.html>
- なお、施工実績として認定する発注機関については、公共機関（当機構、公団、国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。
- (10) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、配置予定技術者という。）を当該工事に配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。
- ① 平成19年4月1日から本工事公告日までの期間に、担当技術者として下記に掲げる工事の経験を有する者であること。
 - ・公園緑地等整備工事における基盤整備（盛土工）、植栽、施設整備の3工事区分を総合的に施工し、かつ施工面積が1.5ha以上の元請としての造園工事
 - ② 担当技術者は、1級造園施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。
 - ・技術士建設部門、森林部門（選択科目が「林業」又は「森林土木」に限る。）、総合技術監理部門（建設、森林（選択科目が「林業」又は「森林土木」に限る。）の資格を有する者
 - ・建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める告示（平成元年建設省告示第128号）における造園工事業に該当する者
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
 - ④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書及び

資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

- ⑤ 実際の施工に当たって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。なお、特別な場合において、やむを得ず変更する場合は、上記①から④の条件を満たす技術者を配置すること。
 - ⑥ 配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。ただしその場合は3名を限度とする。
- (11) 平成27年4月1日以降に当機構が当本部業務エリア内で発注した工事種別「造園」（同期間内に「枠組み協定一括発注」又は「追加工事協定一括発注」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「造園」を対象とする。以下本項において同じ。）において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定に68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）で、当機構が発注した工事種別「造園」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し低入札価格調査中の者又は調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
- (12) 調査基準価格を下回った価格により落札した場合は次のとおりとする。
- 1) 上記(10)に示す資格要件を有する主任技術者または監理技術者と同等の資格要件を有する専任の技術者を1名以上追加配置できること。
なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告すること。
 - 2) 低入札価格調査となった場合、重点監督の試行を実施する。
「重点監督の実施」とは次のとおり
 - ① 監督員による検査行為頻度の割増し
 - ② 中間検査（部分払いや引渡しを伴わない出来高確認）の実施
 - ③ 機構が策定する重点監督方針に沿った工事計画書の義務付け及び同計画書確認後の工事着手承認（その遅れによる工期延伸等は認められない）等
 - 3) 低入札価格調査となった場合、施工体制計画及び工事費内訳書の算出根拠等（材料費、機械経費、労務費等の内訳、共通仮設費及び諸経費の内訳、下請予定業者・納入予定業者の見積書又は取引実績等）の提出を求めることがあるので、それに応じること。
- (13) 総合評価に係る施工計画等が安全性、確実性、経済性等の観点から適切であり、不備なく記載されていること。
- (14) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
 - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (15) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受けた本店、支店又は営業所が1都6県内（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬）にあること。

5 設計業務等の受注者等

- (1) 4(7)の本工事に係る設計業務等の受注者とは、次に掲げる者である。
 - ・日本工営株
- (2) 4(7)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは次の①又は②に該当するものである。
 - ① 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の

50を超える出資をしている建設業者

- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 総合評価に関する事項

- (1) 入札の評価に関する基準は以下による。

- ① 施工実績(加算点の最大15点、評価点の小計×15/50)

企業の施工実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去3年間に当機構「造園」工事又は国土交通省各地方整備局発注の「造園」工事における優良工事表彰の有無	当機構の表彰あり	5.0	/5.0
	国土交通省各地方整備局の局長表彰あり	3.0	
	都道府県又は政令指定都市の表彰あり	2.0	
	表彰の実績なし	0.0	
過去3年間の当機構「造園」工事における工事成績評定の平均点	76点以上	5.0	/5.0
	74点以上76点未満	3.0	
	72点以上74点未満	2.0	
	70点以上72点未満	1.0	
	70点未満(実績なしを含む)	0.0	
ISO認証取得状況	ISO9001及びISO14001認証取得あり	5.0	/5.0
	ISO9001又はISO14001認証取得あり	2.5	
	認証取得なし	0.0	
過去2年間に於ける機構の街づくり等事業貢献者への表彰の有無	表彰が複数件あり	5.0	/5.0
	表彰があり	2.0	
	表彰がなし	0.0	

配置予定技術者の施工実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去3年間に当機構「造園」工事に従事した立場での優良工事表彰又は国土交通省各地方整備局発注の「造園」工事における優良工事表彰の有無	主任(監理)技術者または現場代理人として、機構の発注した「造園」工事において、表彰工事に従事した実績あり	10.0	/10.0
	配置技術者として、機構の発注した「造園」工事において、表彰工事に従事した実績あり	5.0	
	主任(監理)技術者または現場代理人として、国土交通省各地方整備局の発注した「造園」工事において、表彰工事に従事した実績あり	5.0	
	主任(監理)技術者または現場代理人として、県・政令指定都市の発注した「造園」工事において、表彰工事に従事した実績あり	3.0	
	表彰の実績なし	0.0	
過去3年間の当機構「造園」工事における工事成績評定の平均点	76点以上	10.0	/10.0
	74点以上76点未満	7.0	

	72点以上74点未満	4.0	
	70点以上72点未満	2.0	
	70点未満（実績なしを含む）	0.0	
継続教育（CPD）の取組状況	各団体推奨単位数以上を取得	5.0	/5.0
	各団体推奨単位数の70%以上の取得	2.5	
	各団体推奨単位数の70%未満の取得	0.0	

評価点小計（上記得点の計）	/45.0
加算点①（評価点小計×15/45）	/15.0

- ※1 表彰、工事成績は、平成26年4月1日から本工事の掲示日までの通知日（表彰日）とする。
- ※2 表彰で複数の実績を挙げた場合は、そのうち最高評価となる実績をもって評価点を与える。
- ※3 工事成績評定の実績件数が、6件以上ある場合については、通知日で直近5件の工事の平均点とし、小数点以下を切り捨て整数止めとする。直近5件目の工事が複数ある場合、それらを含めた平均点とする。また、工事件数が5件に満たない場合は、当該件数の平均点とする。
- ※4 継続教育（CPD）の取組状況とは、（社）日本技術士会（推奨単位：50単位/年）、（社）土木学会（推奨単位：50単位/年）、（社）全国土木施工管理士連合会（推奨単位：30単位/年）、（社）地盤工学会（推奨単位：50単位/年）、（社）日本造園学会（推奨単位：50単位/年）による平成28年度の継続教育における取得単位数をいう。
- ※5 施工経験、工事成績評定、優良表彰工事における配置技術者の従事した実績は、当該工事における過半以上の従事期間であること。

② 施工計画（加算点の最大25点）

簡易な施工計画について（加算点の最大25点、評価点の小計×25/25）

評価項目	評価基準	配点	得点
項目① 工事工程を遅延させないための工事手順等の技術的工夫 ・工事工程を適切に把握するための提案 ・工事遅延リスクの要因と対応についての提案	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえた適切な施工計画となっており、かつ、多くの優れた工夫がなされた施工計画となっている。	15.0	/15.0
	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえた適切な施工計画となっており、かつ、優れた工夫がなされた施工計画となっている。	9.0	
	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえた適切な施工計画となっており、かつ、工夫がなされた施工計画となっている。	4.5	
	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえた適切な施工計画となっている。	0.0	

項目② 施工目的物について、品質・性能を確保するための技術的工夫 ・埋設管敷設（暗渠管等）の品質確保についての提案 ・盛土造成の品質確保についての提案	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえた適切な施工計画となっており、かつ、多くの優れた工夫がなされた施工計画となっている。	10.0	/10.0
	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえた適切な施工計画となっており、かつ、優れた工夫がなされた施工計画となっている。	6.0	
	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえた適切な施工計画となっており、かつ、工夫がなされた施工計画となっている。	3.0	
	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえた適切な施工計画となっている。	0.0	

評価点小計（上記得点の計）	/25.0
加算点②（評価点小計×25/25）	/25.0

③ 施工体制等（加算点の最大30点）

施工体制に関する審査は、下記の項目について行うものとし、開札後において、工事費内訳書、施工体制確認のためのヒアリング及び追加資料等により、「品質確保の実効性」と「施工体制確保の確実性」を評価するものとし、配点の基準は以下による。

・評価値は、次の式により算出する。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点} + \text{施工体制評価点} \quad (\text{※加算方式の場合})$$

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0	
	その他	0.0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0	
	その他	0.0	
合 計			/30.0

なお、入札価格が調査基準価格未満の場合は、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を確認するため、追加調査資料の提出を求め、ヒアリング等による審査を行い、施工体制評価点を決定する。詳細は対象者に別途連絡する。

○入札価格が調査基準価格未満～特別重点調査基準価格以上の場合は、別紙1に掲げる様式による資料を提出すること。

- ・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①
- ・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②
- ・VE提案等によるコスト縮減額調書
- ・資材購入予定先一覧
- ・機械リース元一覧
- ・労務者の確保計画
- ・施工体制台帳

○特別重点調査基準価格未満の場合は、別紙1に掲げる様式による資料及びその添付書類を提出すること。

- ・入札価格が調査基準価格未満¹～特別重点調査基準価格以上の場合の上記資料
- ・下請予定業者等一覧表
- ・配置予定技術者名簿
- ・工種別労務者配置計画
- ・建設副産物の搬出地
- ・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
- ・品質確保体制（品質管理のための人員体制）
- ・品質確保体制（品質管理計画書）
- ・品質確保体制（出来形管理計画書）
- ・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
- ・安全衛生管理体制（点検計画）

※特別重点調査基準価格とは、予定価格の算定金額における直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の70%、一般管理費の30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したものをいう。

※調査基準価格とは、低入札調査基準価格のことをいう。予定価格の算定金額における直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の55%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したものをいう。

- (2) 入札参加者は「価格」及び「施工実績」及び「施工計画」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、下記(3)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が2名以上ある時は、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする可能性がある。

- (3) 評価値は、価格評価点、技術評価点を合算した数値とし、技術評価点の算出は、各々の評価項目における評価点を合算した数値に、設定した最大加算点となるように比例配分により算出する。なお、技術評価点の最高点数は40点、施工体制評価点の最高点数は30点とする。

評 価 値 = 価格評価点+技術評価点+施工体制評価点

価格評価点 = 100× (1-入札価格/予定価格)

(4) 評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

- ① 企業の施工実績
- ② 配置予定技術者の施工実績
- ③ 施工計画
- ④ 施工体制

(5) 失格要件

「施工計画」が、未提出、白紙提出の場合は、提出書類不備による失格とする。また、「簡易な施工計画」の内容に著しい不備などがあり、安全面、品質面等で適切でないことが明らかである場合は、失格とすることがある。

(6) 評価内容の担保

- ① 落札者の提示した施工計画、施工体制等については、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに総合評価計画書を提出し、請負者、工事監督部署、発注部署の三者により、計画書の内容を確認するものとする。
- ② 施工計画、施工体制等の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。
- ③ 受注者の責により入札時の施工計画、施工体制等の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして工事成績評定点を最大15点減ずることとし、未実施項目毎に点数を減ずるものとする。

(7) 申請書及び資料の作成説明会は開催しない。

(8) 施工体制等の確認のためのヒアリングについて

1社でも調査基準価格以下のものがあつた場合は、すべての入札参加者に対し、開札後速やかにヒアリングを実施する。施工体制等の確認のヒアリングの詳細については、別紙4による。

① 場所

7(1)に同じ。

② 追加資料の提出

入札参加者のうち、調査基準価格を下回る入札価格で申込みを行った者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。追加資料に係るヒアリングについては、開札後行うものとし、日時については別途通知する。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、開札の後、速やかに入札者に通知するものとし、その提出は平成29年10月25日(水)17時までに行うものとする。なお追加資料提出後の再提出は認めない。

③ その他

ヒアリングは日本語により行うこととし、出席者は、配置予定技術者を含めた3名のみとし、資料の説明が可能な者とする。

7 担当本部等

(1) 申請書及び資料に関する事項

〒163-1313 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号(新宿アイランドタワー15階)

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

基盤整備部 基盤整備第2課 電話 03-5323-0727

(2) 入札手続きについて

〒163-1313 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号(新宿アイランドタワー19階)

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部 首都圏入札課 電話 03-5323-4782

(3) 平成29・30年度一般競争参加資格について

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号(新宿アイランドタワー13階)

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

総務部 経理課 電話 03-5323-0631

8 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、本部長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(15)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

この場合、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。

(一般競争参加資格の申請)

提出期間：平成29年8月21日(月)から平成29年8月28日(月)まで

提出場所：上記7(3)に同じ。

提出方法：一般競争参加資格の申請書の提出は、提出場所へ持参又は郵送により行うものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに一般競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

① 申請書(様式1)の提出方法、期間及び場所

提出方法：申請書の提出については電子入札システムで行い、資料の提出については下記に示す提出場所まで持参すること。ただし、発注者に紙入札の承諾を得た場合については、申請書についても下記に示す提出場所まで持参すること。なお、持参に当たっては、**資料提出の3日前迄**に下記に示す提出場所へ提出日時を連絡し、内容を説明できる者が持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出期間：平成29年8月21日(月)から平成29年9月1日(金)(競争参加資格の確認の基準日という。)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)まで

提出場所：電子入札システムによる場合は、上記7(2)に同じ。

紙入札による場合は、原本を次に提出する。

〒163-1313 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

基盤整備部 基盤整備第2課 電話 03-5323-0727

② 資料(様式2～7及び関連資料)の提出方法、期間及び場所

提出方法： 電子入札システムにおいて申請書を提出後、資料は、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出期間： 上記①と同じ。

提出場所： 〒163-1313 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
基盤整備部 基盤整備第2課 電話 03-5323-0727

(3) 申請書は、様式1により作成すること。

(4) 資料は、次に従い作成すること。

提出資料

① 企業施工実績[様式2]

4(9)に掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績を様式2に記載すること。記載する工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定技術者実績[様式5]

4(10)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事の経験を様式5に記載し、資格等を証明する書類として資格証の写しを添付すること。

記載する同種工事の経験の件数は最大3件とする。

なお、配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。ただしその場合3名を限度とする。配置予定の技術者を複数記載する場合、6(1)における評価については、最も評価値の合計値が低くなる配置予定の技術者の実績を評価する。

入札書投函後開札までの期間及び落札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより、予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出を行うこと。(様式任意) なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

また、同一技術者を重複して、複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより、予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより、予定技術者を配置することができないにもかかわらず、入札した場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 契約書等の写し[様式2、5]

4(9)(10)に掲げる施工実績として記載した工事が、元請実績である証明ができる書類(工事請負契約書の表紙、特定元方事業者の事業開始報告書等)の写しを提出すること。

同種工事の施工実績、配置予定の技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書の一部及び免許に係る免許証、資格者証、従事役職(技術者の工事経験)を証明すべき届出書類を提出すること(いずれも写し)。

併せて施工実績に記載した工事概要が確認できる図面の写しを提出すること。

図面は、当該工事に係る数量表及び施工範囲がわかるものとする。

当該工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されており、上記内容が確認できるものは、(工事カルテ等)の写しを提出することをもって代えることができる。

共同企業体構成員としての施工実績のときは、共同企業体協定書の写しも添付すること。

民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法(昭和47

年法律第57号)に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出すること。なお、国・地方公共団体・公団・機構等公共機関以外から受注した工事については、契約書及び確実に完成した工事であることを証明できるもの(引渡書、工事完了引渡証明書等)を添付すること。※民間工事に関するすべての書類及び「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されていない工事については、原本を持参し、確認を受けるとともに契約相手方へ問い合わせを行うことがある。

④ 表彰[様式3, 6]

平成26年4月1日から揭示日までの当機構発注の「造園」工事、国土交通省各地方整備局発注等の「造園」工事について記載し、表彰状の写しを添付すること。なお配置予定技術者の従事経験の場合は、従事した役職を証明する資料を添付する事。

⑤ 工事成績[様式3, 6]

当機構発注の「造園」工事で、平成26年4月1日から揭示日までの工事成績評定書のうち、直近5件の工事に関するものについて、成績通知の写しを添付すること。なお、5件に満たない場合は該当期間のもの全てについて添付すること。

⑥ 平成29・30年度競争参加資格認定通知書の写し

⑦ 建設業許可申請書の写し

⑧ 施工計画[様式7]

6(1)②に掲げる項目を判断できる技術的事項に対する所見を[様式7]に記載すること。

記載にあたっては、目的、対象、頻度、取組み内容等を具体的に(例:〇〇について、〇回、〇〇をする。)記入すること。具体性が読みとれないものは評価しない。

⑨ 企業の総合評価項目[様式4]

IS09001及びIS014001認証取得状況について記載し、登録証の写しを添付すること。

⑩ 配置予定技術者の継続教育[様式6]

平成28年度の学習履歴を証明する資料を添付する事。

⑪ 健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面[様式8]

下記8(7)による。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成29年9月25日(月)に電子入札システム(紙により申請した場合は、紙)にて通知する。

(6) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は返却しない。

④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 問い合わせ先

入札手続きに関して・・・・・・・・・7(2)に同じ。

申請書及び資料に関して・・・・・・・・・7(1)に同じ。

平成29・30年度一般競争参加資格に関して・・・・・・・・・7(3)に同じ。

⑥ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより申請書を提出する場合は、ファイル形式はWord2010形式以下のもの、Excel2010形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式)で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己

解凍方式は指定しないものとする。

契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。

電子入札システムにより申請書を提出した場合でも、必要書類の全てを持参するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

- (7) 4 (14) に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には元請適用除外誓約書(様式8)を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知書)の写し

9 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、説明を求められることができる。

提出期限：平成29年10月2日(月)午後4時

提出場所：7(2)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出するものとする。ただし、東日本都市再生本部長の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする。

- (2) 発注者は、説明を求められたとき、平成29年10月10日(火)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等、合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。
- (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 発注者は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

10 再苦情申立て

- (1) 9(2)の説明に不服がある者は、書面により説明に係る回答を受け取った日から7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、次に従い、書面により、発注者に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

- ① 受付場所：〒163-1313 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号(新宿アイランドタワー13階)

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

総務部 法務課 電話 03-5323-0865

- ② 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで

(ただし、正午から午後1時の間は除く。)

- (2) 発注者は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答する。
- (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下する。
- (4) 発注者は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。
- (5) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は10(1)①に同じ。

11 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書（設計図書、現場説明書等を含む）に対する質問がある場合においては、次に従い、提出すること。
 - ① 提出期間：平成29年9月2日（土）から平成29年9月25日（月）まで
 - ② 提出場所：7(2)に同じ。
 - ③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、東日本都市再生本部長の承諾を得た場合は、質問書を持参し、次の場所に提出するものとする。
〒163-1313 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号（新宿アイランドタワー15階）
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
基盤整備部 基盤整備第2課 電話 03-5323-0727
- (2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより閲覧に供するが、紙により質問書を提出した者の回答及び機構からの補足訂正事項等がある場合もあるので、電子入札にて提出した者も必ず上記(1)③の提出場所にて閲覧すること。
期間：平成29年10月2日（月）から平成29年10月17日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

12 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書・工事費内訳書の提出方法

- (1) 入札書提出の締切日時及び入札書の提出方法
 - ・日 時：平成29年10月18日（水）午前10時から正午まで
 - ・提出場所：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記7(2)に持参すること（郵送又は電送によるものは受け付けない。）。
- (2) 開札の日時及び場所
 - ・開札日時：平成29年10月19日（木）午前10時（予定）
 - ・提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号（新宿アイランドタワー19階）
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 入札室

13 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、本部長の承諾を得た場合は、書面により独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部首都圏入札課に持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。
また、書面により持参する場合における入札書の様式は、電子入札ホームページ（<http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid//index.html>）にて公開している「入札書(電子入札用)」によることとし、当該入札書には、電子くじ番号として任意の3桁の数字を必ず記入すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算し

た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札で落札者がいないときは、直ちに又は別に日時を定めて、2回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積り合わせを行うことがある。なお、見積り合わせの執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 当該工事において、入札に参加する者が当機構の関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

14 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

15 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

工事費内訳書は電子入札システムにより提出することとし、入札書に工事費内訳書ファイルを添付し、同時送付すること。なお、紙により持参する場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて持参すること。

- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、別に示す記載方法を参考にして、種目別内訳及び科目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位及び金額、細目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位、単価、金額を明らかにした工事費内訳書（商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載するとともに、会社印及び代表者（又は代理人）印を押印すること。）を作成すること。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第7条第9号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

① 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）

- イ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- ロ 内訳書とは無関係な書類である場合
- ハ 他の工事の内訳書である場合
- ニ 白紙である場合
- ホ 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
- ヘ 内訳書が特定できない場合
- ト 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

② 記載すべき事項が欠けている場合

- イ 内訳の記載が全くない場合
- ロ 入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合

③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

- イ 他の工事の内訳書が添付されていた場合

- ④ 記載すべき事項に誤りがある場合
 - イ 発注者名に誤りがある場合
 - ロ 発注案件名に誤りがある場合
 - ハ 提出業者名に誤りがある場合
 - ニ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
 - ⑤ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 必要に応じて、入札書及び工事費内訳書を公正取引委員会に送付する場合がある。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

16 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。入札参加者が書面による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う場合は、立ち合いは不要。）。

書面による入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当機構からの連絡に対して再度入札に参加する意志の有無を直ちに明らかにすること。

17 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

18 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は6(2)による。
- (2) 6(2)ただし書きに該当し、入札（見積）心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書（別紙3）として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。
- (3) 最も高い評価値となった者の入札価格が、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」（平成16年独立行政法人都市再生機構通達34-61）に定める調査基準価格に満たない場合は、別紙2のとおり低入札価格調査の実施に伴う調査資料の提出を求める。

19 支払条件

- (1) 前金払 有（40%以内）ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。
- (2) 中間前金払または部分払（どちらか一方を選択）
- (3) 完成払

20 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無し

21 その他

- (1) 入札参加者は、機構ホームページ (<http://www.ur-net.go.jp/>) の「入札・契約情報」に掲載されている入札心得（電子入札用の入札心得を含む。）及び契約書案並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得及び電子入札運用基準を厳守すること。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 低入札価格調査対象になった場合、重点監督の試行を実施する。「重点監督の実施」とは、①監督員による検査行為頻度の割り増し、②中間検査（部分払いや引渡しを伴わない出来形確認）の実施、③機構が策定する重点監督方針に沿った工事計画書の義務付け及び同計画書確認後の工事着手承認（その遅れによる工期延伸等は認めない）等をいう。
- (4) 落札者は、（様式5）に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。実際の施工にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。尚、特別な場合においてやむを得ず変更する場合は、上記4(10)①から④の条件を満たす技術者を配置すること。
- (5) 当機構が取得した文書（例：競争参加資格審査申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (6) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時15分から17時40分まで稼動している。
システムを停止する場合は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。
- (7) システム操作マニュアルは、UR都市機構 入札・契約情報 電子入札のホームページに公開している。
- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札システムヘルプデスク TEL03-5606-1752
電子入札ホームページ <http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/>
 - ・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせることただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部首都圏入札課 電話03-5323-4782
- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
 - ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

- ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- (10) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参が混在する場合があるため、発注者から指示する。
- (11) 施工計画（技術提案）書の作成に伴う現地確認については、特に期間等を設けないが、周辺道路等からの確認を基本とし、宅地内への立ち入りは認めない。また、工事計画地の周辺住民に配慮し、現場確認を行うこと。
- (12) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札も若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごと、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構におけ

る最終職名

ロ 当機構との間の取引高

ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

ニ 1者応募又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

【交付資料】

- ・設計図書 (CD配布)
- ・現場説明書 (CD配布)
- ・競争参加資格確認申請書及び総合評価項目記入用紙（様式1から様式8） (入札説明書に付属)
- ・別紙1 低入札価格調査様式作成要領及び様式集 (CD配布)
- ・別紙2 低入札価格調査について (入札説明書に付属)
- ・別紙3 確認書 (入札説明書に付属)
- ・別紙4 施工体制等の確認のためのヒアリングについて (入札説明書に付属)
- ・別紙5 工事費内訳書記入例 (CD配布)
- ・別紙6 詳細条件審査型一般競争入札参加資格確認等 申請書及び資料作成の手引き (CD配布)

[参考資料]

- ・入札（見積）心得書：UR都市機構ホームページ参照 (<http://www.ur-net.go.jp>)
- ・入札（見積）心得書（電子入札用）： 〃 (〃)
- ・標準契約書等 : 〃 (〃)
- ・電子入札運用基準 : 〃 (〃)
- ・詳細条件審査型一般競争入札の実施に係る揭示：UR都市機構東日本賃貸住宅本部ホームページ参照

※当入札説明書に付随する別紙1、5、6及び設計図書等は、交付資料(FAX申込)を発送する際にCDデータ化したものを同封する。

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 田中 伸和 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成29年8月18日（金）付けで掲示のありました「千葉市総合スポーツ公園第4工区整備工事その4」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構通達第95条）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 企業の施工実績について記載した書面（様式2，3，4）
- 2 配置予定の技術者について記載した書面（様式5，6）
- 3 施工計画について記載した書面（様式7）
- 4 上記に付随する各種根拠資料の写し
- 5 入札説明書4(2)に定める資料の写し
- 6 保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書
- 7 入札説明書記 8(7)に定める社会保険等加入又は、適用除外を証明する書面

注) 紙入札による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長形3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。（電子入札の場合は必要ありません。）

様式2 企業の施工実績（工事名称）「千葉市総合スポーツ公園第4工区整備工事その4」

住 所
商号又は名称
代表者氏名

項 目	施工実績 事例	備 考
工 事 名 称		
発注機関名		
施 工 場 所		
契 約 金 額	総額 千円（出資比率分 千円）	
工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
受 注 形 態 (いずれかに○)	1：単独 2：共同企業体（出資比率 %）	
工 事 概 要		
その他(特記事項)		
CORINS 登録の有無 (いずれかに○)	1：有（登録番号 ） 2：無	

注1) 施工実績は、入札説明書4（9）に該当する工事について記載する。

様式3 総合評価方式における評価項目について

(工事名称)「千葉市総合スポーツ公園第4工区整備工事その4」

住 所

商号又は名称

代表者氏名

1. 企業の施工実績について

① 過去3年間の機構造園工事、国交省各地改造園工事における優良工事表彰の有無	表彰工事名称		
	工期		
② 過去3年間の機構造園工事における工事成績評定の平均点 (実績件数が6件以上ある場合は、直近5件(通知日による)の平均点とする。)	①. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定		点
	②. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定		点
	③. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定		点
	④. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定		点
	⑤. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定		点
平均点 (①+②+・・・+⑤) / N =			点

※表彰、工事成績は、平成26年4月1日から本工事の掲示日までの通知日(表彰日)のものとする。

様式4 総合評価方式における評価項目について

(工事名称)「千葉県総合スポーツ公園第4工区整備工事その4」

住 所

商号又は名称

代表者氏名

1. 企業の施工実績について

評価項目	内容	備考
③ I S O 認 証 取 得 状 況		

評価項目	内容	備考
④ 過去2年間の当機 構における「街づく り貢献業者表彰」の 有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 	

様式5 配置予定技術者の資格・工事経験

(工事名称)「千葉県総合スポーツ公園第4工区基盤整備工事その4」

住 所

商号又は名称

代表者氏名

2. 配置予定技術者の施工実績について

項目	施工実績 事例	備考
氏名		
現状における 従事状況		
法令による免許	1 級造園施工管理技士 取得年月日：昭和・平成 年 月 日 登録番号： 監理技術者資格者証 交付年月日：平成 年 月 日 登録番号： 監理技術者講習修了証 修了年月日：平成 年 月 日 修了証番号：	
工事名		
発注機関名		
施工場所		
契約金額	総額 千円 (出資比率分 千円)	
工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
受注形態 (いずれかに○)	1：単独 2：共同企業体 (出資比率 %)	
従事役職 (いずれかに○)	1：現場代理人 2：主任技術者(監理技術者) 3：その他	
工事概要		
その他(特記事項)		
CORINS登録の有無 (いずれかに○)	1：有 (登録番号) 2：無	

※工事概要は、入札説明書4(10)に該当する工事について記載する。

※最大3件記入できる。必要に応じて様式をコピーする事。

様式6 総合評価方式における評価項目について

(工事名称)「千葉市総合スポーツ公園第4工区整備工事その4」

住 所

商号又は名称

代表者氏名

2. 配置予定技術者の施工実績について

評価項目	事 例		備考
過去3年間に従事した機構造園工事、国交省各地整等の造園工事における優良工事表彰の有無	表彰工事名称		
	工期		
	施工時の役割		
過去3年間に従事した機構造園工事における工事成績評定の平均点 (実績件数が6件以上ある場合は、直近5件(通知日による)の平均点とする。)	①. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定		点
	②. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定		点
	③. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定		点
	④. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定		点
	⑤. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定		点
	平均点 (①+②+・・・+⑤) / N =		点
継続教育 (CPD) の取り組み状況 (取得単位数)	(社) 土木学会	/	%
	(社) 地盤工学会	/	%
	(社) 日本造園学会	/	%
	(社) 全国土木施工管理技師連合会	/	%
	(社) 日本技術士会	/	%

※表彰、工事成績は、平成26年4月1日から本工事の掲示日までの通知日(表彰日)のものとする。

※継続教育は平成28年度の継続教育における取得単位数をいう。

様式7 「施工計画」に関する提案書（工事名称）「千葉市総合スポーツ公園第4工区整備工事その4」

住 所
商号又は名称
代表者氏名

項目①

工事工程を遅延させないための工事手順等の技術的工夫
以下における標準を超える具体的、効果的な取組
①-1 工事工程を適切に把握するための提案
①-2 工事遅延リスクの要因と対応についての提案

項目②

施工目的物について、品質・性能を確保するための技術的工夫
以下における標準を超える具体的、効果的な取組
②-1 埋設管敷設（暗渠管等）の品質確保についての提案
②-2 盛土造成の品質確保についての提案

●記入上の注意事項

- ・ 文字サイズは10ポイント以上とし、1項目につき説明図を含めてA4版2枚以内とすること。
- ・ 目的、対象、頻度、取組み内容等を具体的に記入すること。（例：〇〇について、〇回、〇〇をする。）
- ・ 具体性が読みとれないものは評価しない。

●評価する（加点する）取組

- ・ 良好な結果が期待できる、標準（※）を超える、具体的、効果的な取組
（※「標準」とは、設計図書（仕様書含む）に記載されているもの、法律で定められたもの、一般的なものをいう。）
- ・ 施工現場を把握した上での、現場状況に合致した取組

●評価しない（加点しない）取組

- ・ 履行の確認が、現場又は書面等で確認できない取組
- ・ 出来形を変更する取組
- ・ 「状況に応じて・・・」など、具体性を欠く取組、合理的ではない取組
- ・ 単に「社内基準・独自・ISOを用い、・・・」と記載され、当該基準等の内容が不明な取組

●その他留意点

- ・ 1欄に1要素のみを記載すること。また、1要素を2欄に重複して記載しないこと。
- ・ 参考資料、写真等を添付しても構わないが、最小限（A4版1枚以内）に留めること。
- ・ 契約後の履行状況から、評価された取組のうち、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績
評定を減ずることとし、程度に応じて最大15点を減ずるものとする。
- ・ 未提出の場合は、競争資格がないものとする。（提案が無い場合は「提案なし」と記載すること。）

様式8

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 田中 伸和 殿

住 所
商 号
代表者

適用除外誓約書

別紙の理由により、千葉市総合スポーツ公園第4工区整備工事その4の競争入札に関し、当社は、
〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、
異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

(健康保険・厚生年金保険)

従業員5人未満の個人事業所であるため。

従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

平成〇年〇月〇日、関係機関(〇〇年金事務所〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

役員以外の法人であるため。

使用する労働者の全てが65歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

平成〇年〇月〇日、関係機関(ハローワーク〇〇 〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

低入札価格調査について

- 1 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第366条第2項の規定に基づき定められた、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、低入札価格調査を実施する。

ここで、調査基準価格は、予定価格の決定の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が入札書比較価格(予定価格に100/108を乗じて得た額をいう。以下同じ。)に9/10を乗じて得た額を超える場合にあっては9/10を乗じて得た額とし、入札書比較価格に7/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては7/10を乗じて得た額

- イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ハ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ニ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

- 2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- イ その価格により入札した理由
- ロ 契約対象工事付近における手持工事の状況
- ハ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- ニ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- ホ 手持資材の状況
- へ 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- ト 手持機械数の状況
- チ 労務者の具体的供給見通し
- リ 過去に施工した機構発注工事名（他支社等の発注分を含む。）
- ヌ 経営内容
- ル イからヌまでの事情聴取した結果についての調査検討
- ヲ リの機構発注工事の成績状況
- ワ 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- カ 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- コ その他必要な事項

- 4 低入札価格調査の対象者のうち、入札価格が調査基準価格未満の者は、調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して5営業日以内に次に定める様式による資料及びその添付書類を提出すること。

- イ 当該価格で入札した理由（様式1）
- ロ 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式3）
- ハ 手持工事の状況（様式6-1、様式6-2）

- ニ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）
- ホ 手持ち資材の状況（様式8-1）
- ヘ 資材購入予定先一覧（様式8-2）
- ト 手持ち機械の状況（様式9-1）
- チ 機械リース元一覧（様式9-2）
- リ 労務者の確保計画（様式10-1）
- ヌ 工種別労務者配置計画（様式10-2）
- ル 施工体制台帳（様式15）
- ヲ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式16）
- ワ 経営内容（過去3年間の貸借対照表及び損益計算書）
- カ 確約書（様式17）

5 必要に応じ、4以外の説明資料の提出を求めることがある。

6 当該調査の結果は、公表することがある。

確認書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と受注者〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、下記1の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第1 確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記2の「低入札価格調査による確認事項」（別紙のとおり。以下「確認事項」という。）のとおり発注者、受注者で確認する。なお、契約予定工事も対象とする。

第2 確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第3 工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

記

- 1 契約対象工事名 :
- 2 低入札価格調査による確認事項 (別紙)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 独立行政法人都市再生機構〇〇本部
本部長 〇〇 〇〇

受注者 社名
代表取締役 〇〇 〇〇

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1 ○○○に関すること。

- ① △▽▲▼
- ② ◇◆◇◆
- ③

2 ◎◎◎に関すること。

- ① △▽▲▼
- ② ◇◆◇◆
- ③

3 ※※※に関すること。

記載要領

- 1) 工種・項目に分けて内容を具体的に記載することとし、別紙については任意の様式としても構わない。
- 2) 低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。
- 3) 低入札価格調査時に提出された資料を用いるなど、作成方法の簡略化を図ること。

以 上

施工体制等の確認のためのヒアリングについて

1. 入札価格が調査基準価格以上である場合のヒアリング内容

入札参加者のうち、その入札価格が調査基準価格以上である者に対しては、次の項目についてヒアリングを行う。

(1) 品質確保の実効性

- ・建設副産物の受け入れ、過積載防止等について、関係法令を遵守し適切に施工を行うための費用を見積り額に計上しているかどうか。
- ・安全衛生教育や危険箇所の点検等、安全確保に要する費用を見積り額に計上しているかどうか。
- ・品質管理、出来型管理等に要する費用を見積り額に計上しているかどうか。

(2) 施工体制確保の確実性

- ・施工体制確保にあたって必要となる下請け費用を、見積り額に計上しているかどうか。
- ・施工計画の実施にあたって必要となる資機材の調達、労務者の確保に係る費用を見積り額に計上しているかどうか。
- ・配置予定技術者が必要な資格を有しているかどうか。

2. 入札価格が調査基準価格に満たない場合のヒアリング内容

入札参加者のうち入札価格が調査基準価格未滿及び、特別調査基準価格（予定価格の算定金額における直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の70%、一般管理費の30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）未滿の者に対しては、追加資料として下記資料の提出を求めるとし、合わせてヒアリングを行う。なお、資料の提出期限は特別な事情がない限り開札結果通知後5営業日以内とする。

(1) 入札価格が調査基準価格未滿で、特別調査基準価格以上の者の提出資料

- ・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式2-1）
- ・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式2-2）
- ・VE提案等によるコスト縮減額調書（様式3）
- ・資材購入予定先一覧（様式8-2）
- ・機械リース元一覧（様式9-2）
- ・労務者の確保計画（様式10-1）
- ・施工体制台帳（様式15）

(2) 入札価格が特別調査基準価格未滿の者の提出資料

- ・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式2-1）
- ・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式2-2）
- ・VE提案等によるコスト縮減額調書（様式3）
- ・下請予定業者等一覧表（様式4）
- ・配置予定技術者名簿（様式5）
- ・資材購入予定先一覧（様式8-2）
- ・機械リース元一覧（様式9-2）
- ・労務者の確保計画（様式10-1）
- ・工種別労務者配置計画（様式10-2）
- ・建設副産物の搬出地（様式11）

- ・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
- ・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）
- ・品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）
- ・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）
- ・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）
- ・安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）
- ・施工体制台帳（様式15）

3. 審査方法の概要

施工体制等に関する審査は、下記の項目について行うものとし、開札後において、工事費内訳書、施工体制等の確認のヒアリング及び追加資料等により審査する。

(1) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制等評価点を満点から減点する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制等評価点を加点する。

特に、入札価格が特別調査基準価格未満となった者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制等評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか

(2) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制等評価点を満点から減点する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制等評価点を加点する。

特に、入札価格が低入札価格調査となった者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制等評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか
- ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか
- ③ 追加配置される専任技術者を含め、配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか

以 上